

## 園芸施設共済重要事項説明書

この「説明書」は、園芸施設共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項（契約概要・注意喚起情報）を記載したものです。必ずご一読いただき、内容をよくご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

また、引受（加入）方式については、すべての農業共済組合又は農業共済事務組合（以下「組合等」という。）が全方式を実施しているものではありません。詳細につきましては、組合等の共済規程又は条例（以下「共済規程等」という。）をご参照いただくか、加入先の組合等へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です

「注意喚起情報」：お申込みに際して共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意ください事項です

### ア「契約概要」の項目

#### （ア）共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営されています。行政庁の指導・監督のもと、組合等、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）、国の三段階により、各々が責任の一部を負担して危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

#### 加入申込と共済関係の成立について

園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設1棟ごとに、加入申込者が所有又は管理する施設であって施設内農作物の栽培の用に供する全て（加入申込者が所有する施設本体の全て並びに加入申込者の選択による附帯施設の全てをいう。）について申し込み、組合等が承諾することによって成立します（包括加入）。

※共済事故が発生することが相当の確実さで見通されるもの、損害の額の適正かつ円滑な認定が困難なもの、通常の管理が行われぬものなどの場合は加入対象から除きます。

また、損害保険等、民間の保険に加入が義務付けられているもの又は補償付のものを加入対象から除くことができます。

#### （イ）補償の内容（支払事由・免責・支払わない場合について）

#### 主な共済目的（補償の対象となるもの）及び費用

加入申込者の選択により（1）の特定園芸施設に併せて、次の（2）から（4）について補償の対象とすることができます。

- |           |   |
|-----------|---|
| （1）特定園芸施設 | プラスチックハウス及びガラス室                           |
| （2）附帯施設   | かん水施設・換気施設・暖房施設等                          |
| （3）撤去費用   | 共済事故により損壊した特定園芸施設の撤去にかかる費用の一部を補償します       |
| （4）復旧費用   | 共済事故により損壊した特定園芸施設及び附帯施設の復旧にかかる費用の一部を補償します |

#### 共済事故（共済金の支払対象となる損害）について

次のような損害が発生したときに共済金の支払対象となります。

- （1）風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

- (2)火災
- (3)破裂及び爆発
- (4)航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- (5)車両及びその積載物の衝突及び接触
- (6)鳥獣害

#### 支払責任のない損害について

損害が次のいずれかに該当するときは、共済金を支払わないこととします。

- (1)戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2)共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然消耗によって生じた損害（自然消耗によって生じた損害にあつては、被覆物に限る）
- (3)加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (4)加入者と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く）
- (5)共済責任期間の開始前に発生している共済事故

#### 共済金の支払いについて

加入している特定園芸施設1棟ごとに、共済事故による損害額が3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）、10万円又は20万円を超える場合に共済金が支払われます（加入申込時に選択した小損害不填補の金額が全ての棟に適用されます。）。

共済金の額は、次により算定される金額です。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \text{共済金額} / \text{共済価額}$$

損害額は、園芸施設共済評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき組合等及び連合会が損害評価して算定します。

※撤去費用は、特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を越えたとき又は特定園芸施設の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときのいずれかに該当する場合に支払対象となります。

撤去費用の支払対象となった場合には、特定園芸施設撤去費用基準額に損害割合を乗じた額が撤去費用額となります。ただし、撤去費用の実費がこの額を下回った場合は、実費が限度となります。

復旧費用の損害額は以下のとおりです。

特定園芸施設・・・領収書等の金額（被覆にかかる部分は除く）－特定園芸施設本体の被害額

但し、以下の金額を超える場合はその金額

- ・全損：当該特定園芸施設の復旧費用基準額
- ・分損：当該特定園芸施設の復旧費用基準額に当該特定園芸施設の損害割合を乗じて得た金額

附帯施設・・・・・・領収書等の金額－附帯施設の被害額（時価）

但し、以下の金額を超える場合はその金額

- ・全損：当該附帯施設の復旧費用基準額
- ・分損：当該附帯施設の復旧費用基準額に当該附帯施設の損害割合を乗じて得た金額

\* 損害割合＝附帯施設被害額／附帯施設の価額（時価部分）

#### \*撤去・復旧計画書及び領収書等の提出

特定園芸施設撤去費用基準額の申し出又は園芸施設復旧費用基準額の申し出をしている場合は、損害発生通知に加えて速やかに、撤去・復旧計画書(撤去・復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出してください。

撤去又は復旧を完了したときは、遅滞なくその旨を組合等まで通知してください。

上記の通知は、特定園芸施設撤去費用基準額又は園芸施設復旧費用基準額に係る領収書又は請求書を添えて共済事故から1年以内に行ってください。ただし、災害救助法が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他加入者の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内に行うことができないときは、当該1年が経過する前に組合等の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができます。

#### 共済金が支払えない場合について

次のような場合には、共済金の全部又は一部が支払われないことがあります。

- (1) 通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき
- (2) 損害防止の指示に従わなかったとき
- (3) 損害発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (4) 損害発生の通知を行う際、正当な理由がなく、書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のを表示し又は偽造等により不実の通知をしたとき
- (5) 加入申込の際、当該申込みに係る特定園芸施設の内容(構造等)につき、悪意若しくは重大な過失により通知せず又は不実の通知をしたとき
- (6) 異動通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (7) 特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込みを遅延したとき
- (8) 正当な理由がないのに第2回の共済掛金の払込みを遅延したとき

#### (ウ) 共済責任期間

共済責任期間は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間となります。ただし、次の場合は、共済責任期間を1月以上1年未満とすることができます。

- (1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
- (2) 特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

継続加入における共済責任期間は、従前の共済責任期間の終了する日の1ヵ月前から終了する日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。

#### (エ) 引受条件(共済金額等)

共済金額は、共済目的ごとに共済価額(時価額)を決め、その価額に80%(下限は40%)を乗じた金額まで加入できます。

- (1) 特定園芸施設 価額は1棟ごとに評価要領に基づく再建築価額や再取得価額、特定園芸施設の区分、構造、時価ベース(耐用年数)などにより決まります。
- (2) 附帯施設 価額は1棟ごとにそれぞれの附帯施設ごとの再取得価額、経過年数等により決まります。
- (3) 撤去費用 費用は1棟ごとに評価要領に基づき特定園芸施設の区分ごとの標準的な単位面積当たり撤去費用で決まります。

(4) 復旧費用 (1) の特定園芸施設の時価ベースの補償に加え、再建に要する費用の補償を追加します。

① 耐用年数内の施設の補償額は、時価ベースの補償と再建築価額の100%の差

② 耐用年数経過後の施設の補償額は、時価ベースの補償と再建築価額の75%の差

(オ) 共済掛金等に関する事項

共済掛金は、共済掛金区分ごとに、次式により求められる金額の合計です。

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金算定基礎率 × 短期係数

\* 共済掛金区分 ① 撤去費用を補償の対象とする旨の申し出の有無の別

② 復旧費用を補償の対象とする旨の申し出の有無の別

③ 被覆・未被覆の別

④ 施設区分の別

⑤ 小損害不填補の基準とする金額の別

\* 短期係数 = 責任期間 (月数) / 12 カ月

共済掛金標準率は、共済掛金区分等ごとに、金額被害率をもとに3年を基本に改定されます。

共済掛金に対して5割の国庫負担（共済金額の合計額が1億6000万円を超える場合、その超えた金額について国庫負担対象外となります。）があり、加入者負担掛金の軽減が図られています。ただし、復旧費用部分の掛金は全額加入者負担となります。

(カ) 共済掛金等払込みに関する事項（払込方法・払込期限）

共済掛金等（賦課金を含む）の払込みは原則口座振替とします。払込期限は加入承諾書及び納入告知書にて通知します。

払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、改めて加入の申込みがあったものとして取り扱います。

(キ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

**告知義務違反による解除について**

加入の申込みに当たっては、組合等が求めた損害の発生に関する重要な事項について告知が必要です。告知を怠ったり不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。

なお、解約返戻金はありません。

**重大事由による解除について**

次の場合には、共済関係を解除する場合があります。

なお、解約返戻金はありません。

(1) 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき

(2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき

(3) 組合等の加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき

### 解除の効力について

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務違反による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、組合等は補償する責任は負いません。

## イ 「注意喚起情報」の項目

### (ア) 告知義務等の内容

#### 告知義務について

加入申込書の項目について正確に告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、悪意又は重大な過失により不実の告知をしたときは当該共済関係を解除する場合があります。

#### その他の義務について

##### (1) 園芸施設共済加入申込書の提出後の変更通知

園芸施設共済加入申込書の提出後、記載内容に誤り、被覆期間の変更、又はその他の変更気付いたときは、速やかに組合等までご連絡ください。その連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

##### (2) 損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合等に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、損害額の算出ができなくなり共済金をお支払いできなくなることがあります。

##### (3) 損害防止

特定園芸施設等について、通常の管理及び損害防止に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合等から指示することがあります。

### (イ) 共済契約の失効等について

園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、当該共済関係に関し譲受人又は相続人その他承継人が権利義務を承継した場合を除き、その共済関係は包括承継があったときから効力を失います。

なお、譲渡、相続その他の包括承継があった場合には速やかに組合等にご連絡ください。

### (ウ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合等の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

## ウ その他の項目

#### 個人情報の取扱について

園芸施設共済加入申込書等により知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合等が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。

- (1) 組合等は、共済金支払責任の一部を連合会の保険に付し、連合会は保険責任の一部を国の再保険に付しているため、連合会及び国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、国との再保険取引の場合、他の保険契約がある場合等の必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 個人情報に第三者の個人情報が含まれており、加入者から組合等へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合は、加入者が責任を負い、組合等には責任が及ばないこととします。